



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
9月3日  
号外(1)  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 選挙管理委員会告示

地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数..... 1

## 選挙管理委員会告示

### 滋選委告示第54号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和6年9月1日現在において次のとおりである。

令和6年9月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

50分の1の数	22,991
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と	
40万に6分の1を乗じて得た数と	
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	243,689
近江八幡市竜王町選挙区の3分の1の数	25,408

### 滋選委告示第55号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和6年9月2日現在において次のとおりである。

令和6年9月3日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

50分の1の数	22,967
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と	
40万に6分の1を乗じて得た数と	
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	243,544
大津市選挙区の3分の1の数	95,072
彦根市犬上郡選挙区の3分の1の数	36,109
長浜市選挙区の3分の1の数	30,877
近江八幡市竜王町選挙区の3分の1の数	25,438
草津市選挙区の3分の1の数	37,628
守山市選挙区の3分の1の数	22,807
栗東市選挙区の3分の1の数	18,714

甲賀市選挙区の3分の1の数	23,737
野洲市選挙区の3分の1の数	13,865
湖南市選挙区の3分の1の数	14,208
高島市選挙区の3分の1の数	12,960
東近江市日野町愛荘町選挙区の3分の1の数	41,066
米原市選挙区の3分の1の数	10,304